

都盲協発第46号
平成20年6月23日
東京都障害者施策推進協議会
事務局様



社団法人東京都盲人福祉協会
会長 笹

意見書

現在、東京都障害者施策推進協議会専門部会で検討が進められている、「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について」では、視覚障害者代表が委員に指名されていないため、視覚障害者の意見がまったく反映されていないので、下記事項について十分配慮し、諸施策を展開されるよう強く要望します。

また、障害者自立支援法により3障害が一元化されたことを確認し、全ての面において平等な取り扱いがなされるよう図って下さい。(例えば、身体障害者についてもグループホームの設置を認めるなど。)

さらに、身体障害者については、その障害にそれぞれの特性があることを十分認識し、きめ細かな施策を展開するよう図って下さい。

1. 福祉サービスの利用者負担について

現在、東京都が実施している費用負担軽減策3%を今後とも継続実施していただきたい。

2. 地域格差の是正について

地域生活支援事業のうち視覚障害者が最も必要とし、日常的に利用す

る移動支援事業、日常生活用具給付事業、コミュニケーション事業については、都内どの地域においても平等な取り扱いがなされるよう図っていただきたい。また日常必要とする文書の代筆、代読の業務を移動支援従事者（ガイドヘルパー）が行うことを義務付けていただきたい。

3. 情報バリアの解消について

東京都が発行する文書や通知については、点字化または音声化（音声コードの添付を含む）をするよう図っていただきたい。視覚障害者のパソコン利用率は、12%程度にすぎず、技能習得が困難なためホームページからの情報入手は不可能な状態であることを十分考慮していただきたい。

4. 就労の保障について

先に発表された厚生労働省の全国身体障害者（児）の実態調査によると、視覚障害者の就業率は21.4%と極めて低く、平成13年の実態調査に比べ、2.5%も低下している。働きたくても働く場がないのが現状であり、福祉的就労はもとより、一般就労、中途失明者の職場復帰、介護施設における機能訓練指導員の定着安定策、一般企業へのヘルスキーの採用促進など啓発活動を図っていただきたい。

また視覚障害を有する特別支援学校（盲学校を含む）生徒の職場研修の推進を図っていただきたい。さらに、職場への通勤に際し移動支援事業が適用されるよう図っていただきたい。

5. 通院介助について

通院介助は、ホームヘルパーの業務となっているが、視覚障害者の場合、移動支援事業のみを利用しているものが多いことから、通院介助についても移動支援従事者が業務として担当できるよう、位置づけていただきたい。